商品名	○住宅サポートローン
保証会社	〇一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	〇次の要件全てに該当する方
	①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方
	②申込時の年齢が満20歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方
	③安定継続した収入があること
	④次のいずれにも該当しないこと
	│ ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始等 │
	の申立があった方
	・ 租税公課を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方
	<ul><li>・ 延滞債務のある方</li></ul>
	・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方
	<ul><li>・ 著しく信用を失墜した方</li></ul>
	・制限行為能力者である方
	· 反社会的勢力
	⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められる方
	6日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方
	⑦当金庫のしんきん保証基金付住宅ローン (有担保) の審査結果が「可決」、「条件付可決」
	(条件を満たせるものに限る)のいずれか(回答有効期間内のものに限る)、またはしん
	きん保証基金付住宅ローンを契約中で貸付実行日から6ヶ月以内。
	なお、回答有効期間は回答日から1年とします。
	⑧当該住宅ローンの連帯債務者(予定者を含む)の方も対象
	⑨一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
	① 当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金
お使いみち	A. インテリアや家電等購入資金
	B. 引越費用、仮住まい費用
	※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可
	② 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)
	が使用する自家用自動車(オートバイ、自転車を含む)の購入等にかかる資金
	※購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)のほか、車検・修理費用、パーツ・オ
	プションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電
	気自動車用充電設備の購入・設置費用を含みます。
	③ 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換
	え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます)
	※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。
ご融資金額	〇500万円以内
ご融資期間	〇3ヶ月以上40年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内
貸付形式	〇証書貸付
ご融資利率	〇変動金利型:当金庫の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)を基準とする変動利率

商品名	〇住宅サポートローン
	※適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。
ご返済方法	〇毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は1年以内)
	※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用可
連帯保証人・担保	O不要
保証料	〇(毎月払い方式) ※ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	〇年14.60%
支払方法	〇購入先等に振込
	※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当金庫の判断で振込
	しなくても可
	※支払済資金は除きます。
	〇本人確認資料
	運転免許証(表裏) <運転免許証を提出できない場合、個人番号カード(表のみ)、パス
	ポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)>
	申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者である
	ことを次のいずれかで確認します。
	・在留カード
	・特別永住者証明書
必要書類	・住民票抄本(在留資格の記載があるもの)
	〇資金使途確認書類
	・支払済資金の場合は領収書、通帳等
	・資金使途①に該当する場合、パンフレット等
	・資金使途③に該当する場合、当初の資金使途が確認できる書類は不要
	〇年収確認書類
	・公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類
	当該住宅ローンの申し込みにおいて年収確認書類を徴求している場合は不要
手数料	〇繰上げ返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他	〇詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。
	〇お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えな
	い場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
保証対象と	〇個人間売買による購入費用
ならないもの	〇支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業
苦情処理処置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9 時~17 時、電話:
	0855-22-1851) にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京
	弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、
	利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談
	所(9 時~17 時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

## 日本海信用金庫